

佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐世保市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の契約事務について、公正かつ適正な契約事務の執行のため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号。以下「規則」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に定められたものをいう。
- (2) 建設コンサルタント 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に定めるものをいう。
- (3) 業者 法第2条第3項に掲げる建設業者をいう。
- (4) 契約 請負契約及び委託契約をいう。

(格付け)

第3条 建設工事における入札参加資格を登録する場合、毎年度3月31日までに佐世保市に提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経営事項審査結果通知書」という。）の当該工種の総合評定値に、第5条に規定する当該工種の主観点を加えた総合点数を算出する。ただし、上下水道土木については、土木の総合評定値に上下水道土木の主観点を加えたものを総合点数とする。

- 2 土木、建築、電気、管、水道施設、上下水道土木及び舗装の主要7工種については、当該工種の総合点数により別表第1（格付け等級区分表）のとおり工種ごとに等級を設けて格付けを行う。
- 3 前項の場合において、上下水道土木の平均完成工事高については、経営事項審査結果通知書の土木の平均完成工事高とする。
- 4 土木及び建築のA等級については、第2項に加えて別表第1（格付け等級区分表）の技術者欄の要件を満たさない場合、B等級に降格させるものとする。
- 5 土木及び建築のA等級については、第2項及び前項に加えて別表第1（格付け等級区分表）の許可区分欄の要件を満たさない場合、B等級に降格させるものとする。
- 6 毎年度4月1日時点において、経営事項審査結果通知書の審査基準日から1年7か月経過している者については、仮の総合点数とし、本市が指定する申請書類を提出した時点で再度総合点数を算出し、主要7工種については再度格付けを行う。

(格付けの特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（以下「新規市内業者」という。）については、登録初年度は各工種において最下位ランクに格付けする。この場合において、新規市内業者となった時期が10月1日以降である場合は、次年度まで最下位ランクに格付けする。

- (1) 佐世保市内に本店を有する者で、佐世保市に新たに入札参加資格申請し市内業者として入札参加有資格者名簿に登録される者（以前登録していた者が新たに申請する場合を含む。）
 - (2) 既に入札参加有資格者名簿に登録されている者のうち、本店を佐世保市外から佐世保市に移転したことにより新たに市内業者となったもの。ただし、制限付き一般競争入札における入札参加資格要件基準第2第2号に規定する認定準市内業者が、当該支店・営業所等を本店とする場合を除く。
- 2 新規市内業者の登録次年度の格付けは、前条の規定による格付けによると前年度より2ランク上昇する場合でも1ランクの上昇とする。

(主観点)

第5条 各工種の主観点は別表第5（主観点項目）により算出した数値（小数点以下切り捨て）の合計点とする。この場合において、信用度（指名停止等）の数値については市内に本店を有しない業者にも適用し、その他の号の主観点は市内に本店を有する業者について算出し、それ以外の業者は0点とする。

2 別表第5に規定する主観点の加点を希望する者は、本市が指定する期間内に指定する書類を提出しなければならない。

(発注の基準)

第6条 契約課を通して発注するものについては次の各号のとおりとする。ただし、契約課が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 設計金額が200万円を超える建設工事
- (2) 設計金額が100万円を超える建設コンサルタント業務

2 前項における建設工事等の発注の基準は、別表第2（建設工事等の発注基準表）による。

(指名業者の数)

第7条 建設工事等にかかる指名業者の数は、別表第3（指名業者数基準表）による。

(指名業者の選定基準)

第8条 指名業者を指名するときは、入札参加資格者名簿及び第3条第1項に規定する格付けを基に当該工事の予定金額に対応する等級に属する有資格者の中から選定する。

2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は当該等級の直近の上位または下位の等級に属する有資格者の中から選定できる。また、下位2等級に属する有資格者で工事成績が特に優秀な業者はこれを選定することができる。

3 前項の場合、原則としてその数は選定される全業者の半数を超えないものとする。

4 特に緊急を要する工事等、特別の技術を要する工事等、施工中の工事等と関連を有する工事等及びその他特別の理由により前3項の規定によることが、工事等の施工上適正でないと思われる工事等を発注する場合は、前3項の規定にかかわらず他の方法で業者を選定できる。

5 建築物等（工作物を含む）を目的とした敷地造成工事を受注した業者は、建築物等の工事には選定しない。

6 次の各号に該当するときは、過去の工事成績が不良である場合を除いて、継続して選定することができる。ただし、「佐世保市競争入札業者選定等審査委員会」（以下「業者選定審査委員会」という。）の審査に付するものとする。

- (1) 特許等知的所有権を有する独占的工事等又は特殊な方式をもつ機械設備工事等。
- (2) その他特別の理由があると認められる工事等。

(業者選定の留意事項)

第9条 前条の規定により業者を選定するときは、次の各号を勘案留意する。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 社会的信用状況
- (3) 経営状況
- (4) 過去の工事等の成績
- (5) 佐世保市発注工事等の手持ち量
- (6) 当該工事等についての技術的適性
- (7) 技術者の状況
- (8) 市税の納入状況
- (9) 当該工事に対する地理的条件
- (10) 当該工事に対する用地の関連

[当該工事の発注時点より7年以前に、関連用地の取得（登記・仮登記）の有無。]

(共同企業体への発注基準)

第10条 共同企業体に発注する建設工事の基準、構成員数及び構成員の出資比率は別表第4(共同企業体への発注基準表)によるものとする。

2 共同企業体への発注にあたっては、原則として次の各号により行うものとする。

(1) 市外大手業者と市内業者との組合せによる共同企業体に発注する工事は、大規模でかつ技術的に高度なもので、市内業者のみでは施工困難な工事とする。

(2) 市内業者の組合せによる共同企業体に発注する工事は、大規模でかつ市内業者の技術力で施工可能な工事とする。

3 共同企業体は建設工事ごとに結成するものとし、結成の方法は自主結成を基本とする。

4 特殊な技術等を要する工事で前3項によることが、工事の施工上適正でないと思われる工事を発注する場合は、前3項の規定にかかわらず他の方法で発注できる。ただし、業者選定審査委員会の審査に付するものとする。

5 共同企業体の構成員の要件は、建設工事の内容に応じ業者選定審査委員会の審査を経て、決定する。

(共同企業体の結成)

第11条 共同企業体の結成は、工事の施工にあたって総合力が発揮され、実質的施工能力が増大するような構成でなければならない。

2 共同企業体の代表者は、最大出資者とする。代表者は、共同企業体を代表して本市と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものでなければならない。

3 共同企業体を結成する業者は、建設工事競争入札参加申請書(様式1)に共同企業体協定書を添えて、告示または指定された日時までに提出しなければならない。

(共同企業体の資格審査)

第12条 建設工事競争入札参加申請書の提出後速やかにその内容を審査し、共同企業体の代表者に審査結果を通知する。

2 建設工事競争入札参加申請書を提出後の構成員の変更は認めない。また審査結果の通知後、構成員に事故があった場合は、当該構成員の所属する共同企業体の参加資格は取り消す。

(共同企業体の存続期間)

第13条 共同企業体の存続期間は、工事を請け負うことができなかつた共同企業体は、当該工事に係る契約締結の日までとし、工事を請け負った共同企業体は、当該工事の竣工検査に合格した後6か月間とする。

(入札参加条件等)

第14条 同一の入札において、次に定める資本的関係又は人的関係のいずれかの関係を有する2者以上の者を参加させてはならない。

(1) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。以下次号において同じ。)と子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)を除く。)をいう。以下次号において同じ。)の関係にある場合

(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(3) 一の会社(更生会社等を除く。以下次号において同じ。)の役員(会社法第329条第1項に規定する役員(監査役を除く。)をいう。以下次号において同じ。)が、役員を現に兼ねている会社である場合

(4) 一の会社の役員が、会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている会社である場合

2 次の各号に定める措置又は規制(以下「指名停止措置等」という。)のいずれかに該当した者を入札に参加させてはならない。

- (1) 佐世保市入札参加資格者指名停止措置要領（令和6年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けた者
 - (2) 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱（平成24年4月1日施行）に基づく各種契約等からの排除措置を受けた者
 - (3) 佐世保市建設工事暴力団対策要綱（昭和63年5月1日施行）に基づく指名除外措置を受けた者
 - (4) 佐世保市物品調達暴力団排除要綱（平成24年4月1日施行）に基づく指名除外措置を受けた者
 - (5) 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制を受けた者
- 3 前項に掲げる各号のいずれかに該当する者について、入札等における入札参加資格又は業者指名が開札前である場合はこれを取り消すものとし、すでに入札書を提出済みである場合は、これを無効としなければならない。
 - 4 同日に同種の入札が複数行われる場合は、同一の者が複数の入札において落札者とならないよう、必要な措置を講じなければならない。ただし、応札可能な者が少数でやむを得ない場合は、この限りではない。

（公告及び指名通知等）

- 第15条 公告及び指名通知は、原則としてインターネット、電子メール又はファクシミリを使用し文書により行うものとする
- 2 現場説明は依頼課の課長又はその指名する職員が行う。ただし、現場説明を行う必要がない場合は、設計図書及び仕様書等のインターネットによる縦覧若しくは電子メール又はファクシミリによる送信によって現場説明に代えることができる。
 - 3 規則第170条及び第19条第5項に定める入札の無効並びに前条第2項各号で定める指名停止措置等を受けた者の入札参加の制限等及び第25条に定める契約の非締結等は、公告又は指名通知に記載し入札参加者にあらかじめ了知させなければならない。
 - 4 縦覧する期間は、原則として、公告日又は指名通知日から入札の前日までとする。ただし、入札の前日が土曜日又は日祝日の場合は、その前日までとする。

（入札保証金）

- 第16条 佐世保市入札参加資格審査申請等に関する要綱（令和6年4月1日施行）第8条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録された者は、規則第169条第3号の規定により落札者が契約を締結しないおそれがあると入札執行課の課長が認める場合を除き、入札保証金を免除することとする。
- 2 入札者に入札保証金又はこれに代わる担保（以下「保証金等」という。）の納付又は提供をさせるときは、入札執行者が入札執行直前に当該保証金等の確認を行い、入札執行者の面前において入札者に封かんさせ、封筒表面に氏名及び金額を明記させるものとする。
 - 3 保証金等の納付又は提供を受けたときは、入札執行者は、当該入札者に対して受領書を発行するものとする。
 - 4 規則第169条第1号の規定により入札保証金を免除された入札者については、入札執行日の前日までに入札保証保険証券を提出させるものとする。

（入札執行者等）

- 第17条 入札の執行は、入札執行課の課長又はその指名する職員（以下「入札執行者」という。）及び入札の執行を補助する職員（以下「入札執行補助者」という。）により行わなければならない。
- 2 入札室に入室できる者は、入札参加者の代表者又はその委任を受けた代理人のほか1人までとする。
 - 3 前項の規定に関わらず、入札参加業者が共同企業体の場合は入札に参加する共同企業体の各構成員につき1名とする。

（入札の執行）

- 第18条 入札執行者は、関係法令及び規則第163条のほか、次により入札を執行するものとする。
- (1) 入札場所に予定価格書及びくじ等入札に必要なものを用意すること。
 - (2) 入札開始時刻に入札の開始を宣言し、入札参加者名の読み上げ又は参加者名簿への自署により入札参加者の確認を行うこと。なお、入札開始時刻までに、入札会場に入室しない者は、入札を

棄権したものとみなす。ただし、事前に入札参加者から何らかの事情で遅刻する旨の連絡があり、他の入札参加者全員の了解があれば、入札開始時刻を繰り下げることができる。

- (3) 代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を確認すること。なお、委任状に委任者又は受任者の記名及び押印がないもの並びに委任事項に不備があるもので、その場で訂正できない場合は、委任状は無効とし、当該代理人は入札室より退出させること。
- (4) 委任状確認後、入札執行者は入札参加者に初度入札を行わせ、全ての入札参加者の入札を確認した後、開札を行うこと。
- (5) 開札において落札に至らず、入札参加者に再度入札を行わせる場合には、無効の入札をした者は再度入札に参加させないこと。
- (6) 再度入札を行う場合には、前回入札における最低入札価格を告知すること。なお、再度入札は最大2回（郵便入札においては1回）までとすること。
- (7) 落札者を決定するときは、落札者の氏名、落札価格を公表すること。
- (8) 入札執行者は、自治令第167条の9の定めるところにより、くじ引きで落札者を決定したときは、落札となるべき同価格の入札をした者（以下「同価格入札者」という。）全員に「くじを引いた結果落札した」旨を入札書に記入させ、かつ、記名又は押印させること。
- (9) 入札場所において注意事項に従わない業者については、入札執行者において当該業者の退室等、必要な措置を講じること。
- (10) 入札参加者が提出した入札書は、公文書として取り扱うこと。

2 前項第5号の規定にかかわらず、規則第171条第1項に規定する無効の入札をした者で市長が定めるものとして再度入札に参加することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建設工事の場合

最低制限価格を下回り、最低制限基本価格（予定価格に100分の92を乗じて算出した額）以上の入札をした者。

(2) 建設コンサルタント業務の場合

最低制限価格を下回り、最低制限基本価格（予定価格に100分の81を乗じて算出した額）以上の入札をした者。

（工事費積算内訳書の提出及び審査）

第19条 初度入札の入札書の提出時に工事費積算内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるものとする。

2 内訳書の審査の対象は、落札候補者（予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格の者。）とする。ただし、落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者とする。

3 くじ引きにより落札者の決定を行う場合は、くじ引きの全対象者の内訳書を審査する。

4 審査は開札後、落札決定までに行う。

5 次の各号に該当する場合は、規則第170条に準じて無効とする。

(1) 内訳書の提出がない場合

(2) 入札金額と内訳書の合計金額が一致しない場合

(3) 内訳書に著しく不備がある場合

（不落に終わった場合の随意契約等）

第20条 再度入札において落札者が決定しなかった場合、入札者のなかの最低価格が別に定める基準以内の場合、最低価格の入札者から1回に限り見積書を徴し、随意契約をすることができる。最低価格の入札者が2名以上いるときは、同額入札者全員から見積書を徴さなければならない。

2 落札者がいないときは、その入札を打ち切り、原則として次の各号により入札を行うものとする。

(1) 指名競争入札において落札者がいない場合

制限付き一般競争入札により入札を行う。

(2) 制限付き一般競争入札において落札者がいない場合

入札参加の意思を有する者が複数見込める場合は、指名競争入札より入札を行う。ただし、複数見込めない場合は、随意契約をすることができる。

(落札後の処理)

第21条 入札執行者は、落札者が決定したときは、入札結果調書の落札金額欄に「落札」と記載するものとする。

(契約締結)

第22条 契約担当職員は、原則として落札者が決定した日（開札日に決定したものにあつては開札日、施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約にあつては、その随意契約の見積書提出日の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない。以下「契約締結期限」という。）に契約を締結しなければならない。ただし、契約締結期限までに契約の相手方から文書により正当な理由をもって契約締結期限延長の申し出があり、発注課長がこれを承諾した場合は、契約締結期限を延長することができる。

(契約保証金)

第23条 規則第142条による契約保証金の納付、規則第143条による契約保証金にかわる担保の提供、第144条による契約保証金の免除の確認は、前条の契約締結期限までに行わなければならない。

- 2 前項の規定が遵守されない場合、当該入札にかかる落札決定は取り消すこととする。
- 3 契約金額の増額により、契約保証金の金額が変更後の契約金額の100分の5以下になるときは、契約保証金の金額を変更後の契約金額の100分の10以上に増額しなければならない。
- 4 規則第144条第3号に規定する契約保証金の免除は、設計金額200万円を超える建設工事の請負契約の場合は、適用しない。

(前金払)

第24条 規則第149条に規定する前金払は、原則として請負金額が200万円を超える場合に適用する。ただし、市長は受注者と協議のうえ、規則第143条第1項1号に定める保証事業会社の保証の対象となる請負金額50万円以上の場合に適用することができる。

- 2 前項における前金払の金額は請負金額の100分の40以内とする。ただし、建設コンサルタント業務については、請負金額の100分の30以内とする。
- 3 建設工事において、別に定める要件を全て満たす場合には、請負金額の100分の20以内の額を中間前払金として支払うことができる。ただし、前項の前払金と合わせて請負金額の100分の60を超えることはできない。

(契約の非締結等)

第25条 落札決定後に契約の相手方となるべき者（共同企業体の構成員を含む。）が、契約締結日までに第14条第2項各号のいずれかに該当した場合は、当該契約を締結しないこととする。

- 2 議会の議決を要する契約において仮契約を締結した者（共同企業体の構成員を含む。）が、議会の議決日の前日までに第14条第2項各号のいずれかに該当した場合は、当該仮契約を解除するものとする。
- 3 前2項の規定により契約を締結しない又は解除することとなった場合は、様式1又は様式2により相手方に通知するものとする。

(要綱等の公表)

第26条 本要綱及び設計金額が200万円を超える建設工事等の指名業者、入札結果並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。）第7条第2項に規定するものは公表する。

- 2 前項の規定に関わらず、佐世保市情報公開条例（平成13年条例第4号）第10条第1項により非公開とする情報は、公開しない。

(公表の方法)

第27条 本要綱、指名業者、入札結果等は、契約担当課又はインターネットの方法により閲覧できる。ただし、指名業者名、予定価格、最低制限価格等入札執行に係る情報については、契約締結後に公表するものとする。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。
(佐世保市建設工事業者選定要綱の廃止)
- 2 佐世保市建設工事業者選定要綱(昭和49年4月1日施行)は廃止する。
(契約保証金の免除に関する特例)
- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第26条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、当初請負金額が500万円を超える建設工事の請負契約とする。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 吉井町及び世知原町の編入の日前の吉井町又は世知原町の区域内で発注する工事の発注方法は、平成22年3月31日までの間は、次に掲げるとおりとする。
(1) 継続工事は、前回落札業者も指名する。

- (2) 準市内業者及び市外業者は、指名しない。
- (3) 指名業者数に満たない場合は、基本的に不足したまま実施する。
- (4) その他発注に係る必要な事項については、佐世保市指名競争入札業者選定審査委員会の議を経て、市長が認めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置等)
- 2 小佐々町の編入の日前の小佐々町の区域内で発注する工事の発注方法は、平成23年3月31日までの間は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 継続工事は、前回落札業者も指名する。
 - (2) 準市内業者は指名対象とするが、市外業者は指名しない。
 - (3) 指名業者数に満たない場合は、基本的に不足したまま実施する。
 - (4) その他発注に係る必要な事項については、佐世保市指名競争入札業者選定審査委員会の議を経て、市長が認めるものとする。
- 3 宇久町の編入の日前の宇久町の区域内で発注する工事の発注方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 継続工事は、前回落札業者も指名する。
 - (2) 準市内業者は指名対象とするが、市外業者は指名しない。
 - (3) 指名業者数に満たない場合は、基本的に不足したまま実施する。
 - (4) その他発注に係る必要な事項については、佐世保市指名競争入札業者選定審査委員会の議を経て、市長が認めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月13日から施行する。
(経過措置等)
- 2 改正後の佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約及び施行日において現に有効に成立している契約であって契約期間が満了していないもの（以下「現行契約」という。）について適用し、これら以外の契約については、なお従前の例による。
- 3 現行契約であって請負金額が130万円以上300万円未満であるものの請負者が前金払を受けようとするときは、市長は、当該請負者に前払金に係る契約変更申込書（様式）を提出させ、当該契約に係る変更契約を締結するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。
(契約保証金の免除に関する特例)
- 2 平成22年1月1日から平成24年3月31日までの間における第26条の規定の適用については、同条中「130万円以上の」とあるのは、「1,000万円を超える」とする。
(経過措置等)
- 3 この要綱による改正後の佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約及び施行日におい

て現に有効に成立している契約であって契約期間が満了していないもの（以下「現行契約」という。）について適用し、これら以外の契約については、なお従前の例による。

- 4 現行契約であって請負金額が130万円以上1,000万円以下であるものの請負者が契約保証金の免除を受けようとするときは、市長は、当該請負者に契約保証金免除申請書（様式）を提出させ、既に納付された契約保証金を返還するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置等）
- 2 工事成績主観点については、平成20年4月1日以降に発注した最終請負金額が300万円以上の工事を対象とし、平成22年度の格付けにあつては平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に佐世保市が工事完了検査を実施した各工事の工事成績評定点から65点を差し引いた数値を各業者の工種ごとに累計した数値を2で除して得た数値を工事成績主観点とし、平成23年度の格付けにあつては平成20年4月1日から平成22年12月31日までの間に佐世保市が工事完了検査を実施した各工事の工事成績評定点から65点を差し引いた数値を各業者の工種ごとに累計した数値を3で除して得た数値を工事成績主観点とする。
- 3 防災協定等主観点については、平成22年10月31日までの間は、平成21年11月1日以降に、新たに佐世保市と防災協定を締結した団体に所属している場合、又は、既に締結済みの団体に新たに加わった場合における災害発生時等に一定の役割を担う業者についても、所属する団体が発行する別紙「防災協定等に関する証明書」を佐世保市に提出した日の翌月1日から全ての工種について防災協定等主観点として30点を加える。なお、防災協定等主観点を加点することで、格付等級区分が変更になる場合は、当該工種の格付等級区分を改める。
- 4 江迎町の編入の日前の江迎町の区域内で発注する工事の発注方法は、平成27年3月31日までの間は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 継続工事は、前回落札業者も指名する。
 - (2) 準市内業者は指名対象とするが、市外業者は指名しない。
 - (3) 指名業者数に満たない場合は、基本的に不足したまま実施する。
 - (4) その他発注に係る必要な事項については、佐世保市指名競争入札業者選定審査委員会の議を経て、市長が認めるものとする。
- 5 鹿町町の編入の日前の鹿町町の区域内で発注する工事の発注方法は、平成27年3月31日までの間は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 継続工事は、前回落札業者も指名する。
 - (2) 準市内業者及び市外業者は指名しない。
 - (3) 指名業者数に満たない場合は、基本的に不足したまま実施する。
 - (4) その他発注に係る必要な事項については、佐世保市指名競争入札業者選定審査委員会の議を経て、市長が認めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
（契約保証金の免除に関する特例）
- 2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間における第26条の規定の適用については、同条中「設計金額が130万円以上」とあるのは、「当初請負金額が2,000万円を超える」とする。
（経過措置）
- 3 この要綱による改正後の佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告または指名通知を行う契約について適用し、これら以外の契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐世保市建設コンサルタント業務等の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理試行要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名を行う一般競争入札及び指名競争入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に公告又は指名を行う一般競争入札及び指名競争入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告、指名通知又は見積通知を行う契約から適用し、同日前に公告、指名通知又は見積通知を行う契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（格付け等級区分表）

工種	格付け区分		平均完成工事高	技術者	許可区分
	等級	総合点数			
土木	A	900点以上	1億5,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	720点～899点	1,000万円以上	—	—
	C	719点以下	—	—	—
建築	A	800点以上	6,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	600点～799点	1,000万円以上	—	—
	C	599点以下	—	—	—
電気	A	750点以上	1,000万円以上	—	—
	B	749点以下	—	—	—
管	A	730点以上	1,000万円以上	—	—
	B	729点以下	—	—	—
水道施設	A	660点以上	1,000万円以上	—	—
	B	659点以下	—	—	—
上下水道土木	A	—	3,500万円以上	—	—
	B	—	—	—	—
舗装	A	850点以上	250万円以上	—	—
	B	849点以下	—	—	—

(*1) 技術者のうち、建設業法第15条第2号イに該当する者が2名以上のこと

別表第2（建設工事等の発注基準表）

	土木	建築	電気
A	3,500万円以上	6,000万円以上	1,500万円以上
B	1,500万円以上 3,500万円未満	1,000万円以上 6,000万円未満	1,500万円未満
C	1,500万円未満	1,000万円未満	—

	管	水道施設	上下水道土木	舗装
A	1,500万円以上	1,200万円以上	3,500万円以上	250万円以上
B	1,500万円未満	1,200万円未満	3,500万円未満	250万円未満

別表第3 (指名業者数基準表)

指名業者数	土木工事等	建築工事
9社 (6社)	1,000万円未満	3,000万円未満
12社 (8社)	1,000万円以上 3,000万円未満	3,000万円以上 6,000万円未満
15社 (10社)	3,000万円以上 1億円未満	6,000万円以上 2億円未満
18社 (12社)	1億円以上	2億円以上

(注) 土木工事等は建築工事を除く全ての工種を含む。
 カッコ書きは、建設コンサルタントの入札における指名業者数である。

別表第4 (共同企業体への発注基準表)

工種	設計金額	構成員数	出資割合
全工種	2億円以上 4億円未満	2社	最低の出資比率30%以上
	4億円以上	3社	最低の出資比率20%以上

別表第5（主観点項目）

主観点項目	審査基準				加 点 対 象 工 種	対 象 期 間 又 は 基 準 日	上 限 規 定 等
工 事 成 績	3か年の平均工事成績評定点				該 当 工 種	格付年度の 3年前の1 月1日から 格付年度の 前年12月 31日までの 3年間に 工事完了検 査を実施し た工事	なし
	74点未満		74点以上				
	評定基準	普通	評定基準	良い・優秀			
	工種ごとの3か年の工事成 績評定点の累計を実施した 件数で除して65点を差し 引いた数値を工事成績主観 点とする。		工種ごとの3か年の工事成 績評定点の累計を実施した件 数で除して得た数値から65 点を差し引き、2を乗じた数 値を工事成績主観点とする。				
	※ 本市が工事完了検査（最終請負金額300万円以上）を 実施した工事であること。						
優 秀 工 事	工事成績評定基準における「優秀（81点以上）」に該当 する工事に対し、当該工種に3年間にわたって5点を加 点する。 ※本市が工事完了検査（最終請負金額300万円以上）を 実施した工事であること。				該 当 工 種	格付年度の 前々年度に 工事完了検 査を実施し た工事	上 限 は 各 工 種 1 0 点
土 木 施 工 管 理 / C P D S	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施する土 木施工管理／CPDS（継続的専門能力啓発システム）へ登 録した学習単位のうち、取得した単位数の合計に応じて、下 表の付与点数に基づき加 点する。				土 木 工 事	格付年度の 前年10月 31日以前 の1年間	なし
	登録学習単位数合計数		付与点数				
	100 UNIT以上		20点				
	80 UNIT以上 100 UNIT未満		16点				
	60 UNIT以上 80 UNIT未満		12点				
	40 UNIT以上 60 UNIT未満		8点				
20 UNIT以上 40 UNIT未満		4点					
建 築 技 術 継 続 能 力 開 発 / C P D	建築士又は建築施工管理技士等の資格を有する者につい て、公益社団法人日本建築士会連合会、建築CPD運営会議 又は一般財団法人建設業振興基金が実施する建築技術継続能 力開発／CPDへ登録した学習単位のうち、取得した単位数 の合計に応じて、下表の付与点数に基づき加 点する。				建 築 工 事	格付年度の 前年10月 31日以前 の1年間	なし
	登録学習単位数合計数		付与点数				
	100 UNIT以上		20点				
	80 UNIT以上 100 UNIT未満		16点				
	60 UNIT以上 80 UNIT未満		12点				
	40 UNIT以上 60 UNIT未満		8点				
20 UNIT以上 40 UNIT未満		4点					
協 会 等 へ の 加 入	建設工事関連の協会（一般社団法人又は公益社団法人に限 る。）又は法に基づく協同組合（以下「団体」という。）に 所属し、団体が主催又は共催した講習会等（技術の向上を 目的としたものに限る。）に参加した業者に対し該当する工 事種類の審査点数に20点を加 点する。 ※ 複数の団体に所属していても加 点の申請は いずれか1 団体分のみ とする。 ※ 専門工 事に特化し た団体以外 の団体（総 合建設業関 係）につい ては、工事 種類を2工 種まで選 択でき、配 点を各10 点とする。				1工種 又は 2工種 まで選 択可能	格付年度の 前年10月 31日以前 の1年間	なし

主観点項目	審査基準	加点対象工種	対象期間又は基準日	上限規定等
	※ 専門工事に特化した団体は、1工種を選択し20点とするか、又は2工種を選択し各10点を配点することができる。			
建設業労働災害防止協会への加入	建設業労働災害防止協会へ加入している者に対して10点を加点する。	全工種	格付年度の 前年10月 31日時点	なし
防災協定	大規模災害発生時における支援活動及び緊急給水業務の支援に関する各協定を佐世保市と締結し、かつ災害訓練を毎年実施する団体に所属している業者を対象に、30点を加点する。	全工種	格付年度の 前年10月 31日時点	なし
消防団活動への協力	佐世保市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条第1号に基づき、従業員が消防団員として複数入団している事業所等で消防団協力事業所として認定を受けている者に対し、10点を加点する。	全工種	格付年度の 前年10月 31日時点	なし
市民雇用数	建設業者が雇用する職員のうち、常勤かつ佐世保市に在住している者について一人につき0.5点を加点する。	全工種	格付年度の 前年10月 31日時点	なし
障害者雇用	① 建設業者が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主（以下「法定事業主」という。）であり、同法第43条第1項に規定する障害者雇用率に加え1名以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）を継続して雇用している場合 ② 法定事業主以外の建設業者が、障害者を継続して雇用している場合 上記①②について、10点を加点する。	全工種	①6月1日から起算して直前1年間以上継続して雇用 ②決算日から起算して直前1年間以上継続して雇用	なし なし
一般事業主行動計画の策定	① 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、一般事業主行動計画を策定している者に対して5点を加点する。 ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、一般事業主行動計画を策定している者に対して5点を加点する。	全工種	格付年度の 前年10月 31日時点	なし
環境への配慮	エコアクション21又はISO14001の認証を取得した者に対して5点を加点する。	全工種	格付年度の 前年10月 31日時点	なし
信用度 (指名停止)	佐世保市が指名停止又は指名除外（以下「指名停止等」という。）を行った業者は、次の点数を全ての工種から減点する。 ① 贈賄事件に係るもの 200点 ② ①以外に係るもの 指名停止等の月数に10点を乗じた点数	全工種	格付前年度の 4月1日 から1年間	上限は 各工種 200 点の減 点とす る

様式 1

第 号
年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

佐世保市長 印

契約の非締結について（通知）

貴社と契約を締結する予定の下記案件について、佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱第 25 条の規定により契約を締結しないことを通知します。

記

- 1 案件名称
- 2 契約予定金額 ¥ 円
- 3 非締結の理由

以 上
(契約課)

第 号
年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名
様

佐世保市長 印

仮契約解除について（通知）

年 月 日付で、貴社と仮契約を締結した下記工事について、仮契約書第〇〇条の規定により当該仮契約を解除します。

記

- 1 案件名称
- 2 契約金額 円
- 3 工 期 自 議決日の翌日 至 年 月 日

以 上
(契約課)